

エーザイ豊友会九州支部会則

2002年（平成14年）10月1日
最新2023年（令和5年）5月23日

（名称）

第1条 本会はエーザイ豊友会九州支部（以下「会」という）と称する。

（目的）

第2条 本会は、エーザイ豊友会九州支部会員（以下「会員」という）の相互の親睦と扶助、会員とエーザイ（株）の役員、社員との親睦を図るとともにエーザイ（株）との関係を緊密にして、相互の繁栄を目的とする。

（会員）

第3条 本会の会員は、エーザイ（株）に社員として在籍した者で、本人が入会を希望した者のうち下記に該当する者。

- （1）定年退職者
- （2）役員を任期満了で退社した者
- （3）勤続15年以上で円満退社した者
- （4）その他、本部理事会で認めた者

（役員）

第4条 本会では、支部理事会において推薦された者で次の役員を置く。

理事 15名程度

理事の中から

- （1）支部長 1名
- （2）副支部長 1名
- （3）事務局 1名
- （4）会計 1名
- （5）監査役 1名 を互選し総会にて報告する。

副支部長は自薦・他薦を原則とするが、候補者がいない場合は支部長の指名とする。

（役員の仕事）

第5条 役員の仕事は次の通りとする。

- （1）支部長は本会を代表する。また、理事会を招集し本会を統括する
- （2）副支部長は支部長を補佐するものとする
- （3）役員は理事会の構成員となり会運営に必要な事項の協議決定に参画する
- （4）事務局は本会の運営業務と本部および会員との諸連絡業務をおこなう
- （5）監査役は本会の財産状況および支部執行業務の状況を監査し、非違を発見したときはその都度理事会の開催を支部長に要求することができる

（役員の仕事）

第6条 役員の仕事は4月1日より2ヶ年とし、再任を妨げない。

但し、支部長指名の副支部長は任期1年間として輪番制とする。

（合議体）

第7条 本会は次の会議をもつ。

（1）理事会

理事会は本会運営に必要な事項があるとき開催し、協議決定する。

理事会は過半数の出席者をもって成立する。

ただし欠席の場合は支部長への委任連絡をもって出席扱いとする。

議案は過半数にて決定する。

（2）総会

原則として年1回、4月または5月に開催して、理事会での協議事項を報告する。

(事業)

第8条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

- (1) 総会及び会員親睦会
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 同好会の開催
- (4) 新会員の歓迎会開催
- (5) 支部会員の慶弔
- (6) その他、理事会で決定した事項

(運営)

第9条 本会の運営は、豊友会交付金、臨時会費をもってこれに充てる。

- (1) 豊友会交付金
- (2) 臨時会費・・・会員親睦会など開催するとき必要額を出席者から徴収する

(退会)

第10条 次の場合は退会する。

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 豊友会会員を退会したとき

(社側窓口)

第11条 本会の社側窓口を次におく。

エーザイ(株)福岡CO内

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通4-1-36 BiVi福岡6F

TEL 092-731-6709 FAX 092-925-6735

(会計年度)

第12条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会則の改定)

第13条 本会則の改定は理事会の決定事項による。

第1回改定平成17年4月1日改定し、同日施行する。

第2回改定平成18年4月1日改定し、同日施行する。

第3回改定平成21年5月16日改定し、同日施行する。

第4回改定平成24年2月25日改定し、同日施行する。

第5回改定平成24年9月29日改定し、10月1日施行する。

第6回改定平成26年10月17日改定し、同日施行する。

第7回改訂平成29年1月15日改訂し、29年度より施行する。

第8回改訂平成29年5月15日改訂し、29年度より施行する。

第9回改訂令和3年4月24日本部会則の改正を受けて改訂し、同日施行する。

第10回改訂令和4年(2022年)7月31日改訂し、同日施行する。

第11回改訂令和5年(2023年)5月23日改定し、同日施行する。